

◎陳情趣旨

貴議会では、ケーブルテレビを使用して県議会の中継を行ったり、県議会だよりを作成したりするなどして、開かれた議会作りを進めてこられました。

しかし、これらの「中継」や「県議会だより」は、議会についての一方向からの発信です。ですから今後、貴議会には、県民からの意見を聞くことや、県政に対する質疑に答える双方向型の開かれた議会作りを進めて頂きたいと考えております。

その手段の一つとして、貴議会に於ける議会報告会の実施を提案します。議会報告会は、県民に開かれた議会を推進するため、議会活動の「報告」や「説明」を行うとともに、行政の課題について県民と議員が「意見交換」する場として、開催するものです。

貴議会では、県主催の議会報告会を現在行っていません。報告会は各会派や個人が独自に実施しているのが現状です。行政が主導となって議会報告会を行っている都道府県は、現状として神奈川県や長崎県と少ないですが、県議会と県民の対面コミュニケーションを行うことは、議会への信頼を獲得するためにも重要だと考えております。

鳥取県の現状である、各会派や個人が独自で行う議会報告会は、各支持母体の参加が中心で、また、どの会派も自らの主張や立場、利益を中心に報告を進めていくことから、不特定多数の県民に、客観的な視点で議会の状況を把握してもらうことは難しいと考えられます。そのため、行政にはこれらの報告会とは別に、県主催の議会報告会を実施して頂きたい所存であります。

県レベルの議会となりますと、他の市町村の地方議会と比べても、距離が遠く、その活動が分かり辛い問題があります。「議会だより」や「テレビ中継」も勿論大事ですが、真に県民が求めている情報は、実際に対面コミュニケーションを行わなければ分かりにくいと考えられます。

以上より、貴議会には鳥取県主催の議会報告会を定期的の実施して、報告はもちろん、議会や議員は県民の意見を聴取することによって、今後の議会運営及び活動をより県民の視点に立ったものにして頂きたいと願います。

◎陳情事項

- 一、鳥取県主催の議会報告会を年1回程度開催することを求める。
- 二、議会報告会は、議会活動の報告を行い、県民の県政に対する質疑や意見、提言を公聴する場として開催する。
- 三、鳥取県議会の議会報告会を継続的に実施するために、鳥取県議会基本条例の第16条に以下のような議会報告会に関する新たな条項を制定することを求める。

鳥取県議会基本条例 第16条の2「議会は、必要に応じて議会報告会を開催して、県民に対し、広報及び公聴活動を行うものとする。」